

【釜石市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1714	1628	1578	1488	1406
② 予備機を含む 整備上限台数	0	1872	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1600	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1600	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	98	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	0	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	0	0	0

確認事項

- ・令和7年度の端末更新の際にOSをChromeOSへ変更する。
予備機は新たに整備せず、令和5年度に整備した端末261台もChromeOSに変更し、令和7年度の整備端末1600台あわせて、計1861台で運用することにより、予備機分も確保できる見込みである。
令和5年度に整備した端末の使用年数が5年経過した令和11年度以降は、児童生徒数の減少により令和7年度に更新した端末で使用していない端末を予備機として使用する。人口増により予備機を十分に確保できない場合は、別に予算化のうえ整備する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

G I G A第1期で整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過したのに更新を行うものである。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1548台

○処分方法

- ・更新対象端末はリース終了後、契約業者に返却する。
契約業者において、端末データの消去を行い、再使用となる予定。

○スケジュール（予定）

令和8年3月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管
更新対象端末の回収

○その他特記事項

現在使用している1人1人端末のOSサポート期限に関して下記のように対応する。
令和7年10月 ESU（拡張セキュリティ更新プログラム）を1年契約とする。